

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 1 9 日

本局関係課長 殿
各事務所長 殿
管理 所 長 殿

総務部 契約管理官
企画部 技術開発調整官
営繕部 営繕調査官
用地部 用地調査官

工事、業務の総合評価落札方式における賃上げを
実施する企業に対する加点措置についての運用について（通知）

工事、業務の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和4年1月5日付け国四整契第235号、国四整技管第124号）により通知したところであるが、その運用については下記により取り扱うよう通知する。

記

1 適用対象

工事、業務の総合評価落札方式による全ての契約（プロポーザル方式は対象外）とする。

2 適用開始日

本通知は、令和4年4月1日以降に契約を締結する案件のうち、令和4年2月1日以降に公告するものから適用する。

3 総合評価における加点方法等

(1) 評価点名称 「賃上げの実施に関する評価」（工事）
「賃上げ評価点」（業務）

(2) 評価基準

以下のいずれかを競争参加者が選択し、工事については技術資料（競争参加資格確認資料）、業務については参加表明書の提出にあわせ賃上げ表明書を提出することにより評価する。

① 対象案件の契約を行う予定の年の4月以降に開始する参加者の最初の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

② 対象案件の契約を行う予定の年以降の暦年(※2)において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1：中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2：契約予定日が含まれる1月1日から12月31日の期間をいう。

なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」とはそれ以外の者をいう。

(3) 加点割合

・工事：加算点の合計の5%以上の整数とし、従来の加算点に追加で加算する。

技術提案評価型S型(WT0)

従来の加算点60点+賃上げを表明した企業4点(4点/64点=6%)

技術提案評価型S型(WT0以外)

従来の加算点50点+賃上げを表明した企業3点(3点/53点=6%)

施工能力評価型II型

従来の加算点30点+賃上げを表明した企業2点(2点/32点=6%)

・業務：技術点の5%以上の整数とし、従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点(60点)) × (技術評価の得点合計(賃上げ評価点含む) / 技術評価の配点合計(賃上げ評価点の配点含む))

① (簡易) 公募型競争入札(総合評価)方式(1:1~1:3)

【同業種の場合(異業種等は別添9を参照のこと。)]

・簡易型(1:1)

従来の技術評価の得点合計100点+賃上げ評価点6点(6点/106点=5.7%)

・標準型(1:2)

従来の技術評価の得点合計150点+賃上げ評価点8点(8点/158点=5.1%)

・標準型(1:3)

従来の技術評価の得点合計200点+賃上げ評価点11点

(11点/211点=5.2%)

②一般競争入札(総合評価落札方式)方式

従来の技術評価の得点合計80点+賃上げ評価点5点(5点/85点=5.9%)

(4) 確認方法

評価は、別添-1の1(大企業用)又は別添-1の2(中小企業等用)の「従

業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「賃上げ表明書」という)を参加者から提出を受けたことをもって、確認・審査する。

また、中小企業等については、賃上げ表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(別添-2)を提出させ、以下①②のいずれかに該当することをもって(2)評価基準における中小企業等に該当していることを確認する。

① 「法人区分」欄の「普通法人…」欄に「○」があり、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」が1億円以下かつ「非中小法人」欄が「○」でないこと。

② 「法人区分」欄の「左記以外の公益法人等、…」欄に「○」があること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が表明書を提出した場合に加点対象とする。

(5) 評価の反映方法

- ・工事：(4)により評価した加点については、加算点及び施工体制評価点の判定評価結果表において「賃上げを表明した企業」の記入欄を追加し、評価値に反映させる。
- ・業務：(4)により評価した加点については、総合評価落札方式技術点評価表において「賃上げ評価点」の記入欄を追加し、評価値に反映させる。

4 賃上げ実績の確認

確認は総務部契約課調査係にて一元的に行う。そのため、賃上げ表明書により加点をされた者が契約の相手方(以下、「賃上げ受注者」という。)となった場合、以下の対応を行うこととする。なお、契約の相手方が賃上げ表明書による加点を受けていない場合は賃上げ実績の確認は要しない。

- (1) 契約担当課は落札決定の際に、評価表で落札者が賃上げ受注者であるかを確認し、賃上げ受注者に対しては契約締結時に別添-3を配付する。技術審査担当課(工事関係)、発注担当課(業務関係)は、賃上げ受注者が提出した賃上げ表明書を元に別添-4の「総合評価落札方式(賃上げ加点)の表明書を提出した受注者リスト」を毎月作成し、賃上げ表明書と参加表明書等の鏡(業者の連絡先が記載されているもの)とともに契約担当課に提出する。契約担当課はリストを集約し、賃上げ受注者にもれがないか十分確認を行ったうえで、これらの資料に契約書(頭書きのみ)を添付し、契約締結日の翌月10日までに総務部契約課調査係あてにメールで提出すること。
- (2) 総務部契約課調査係は賃上げ受注者に対し、3(2)①の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別添-5)を事業年度終了後月の翌々月末までに、3(2)②の場合においては賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添-6)を表明した翌年の1月末までに総務部契約課調査係あてに提出させる。
- (3) 確認にあたって、3(2)①の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員

報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下、「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行う。

3(2)②の場合においては、賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)の「OA 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。(※1、2及び3)

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、3(2)①の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、3(2)②の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

※2 総務部契約課調査係は、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

(4) 総務部契約課調査係は、受注者リストに確認結果等を追記したうえで、賃上げ受注者から提出された確認資料を契約担当課及び本局関係各部に共有するものとする。

5 賃上げの基準に達していない者についての報告等

(1) 大臣官房会計課への報告

上記4の確認を行った結果、賃上げ受注者が賃上げ表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、上記4(2)に定める提出書類が提出期限までに提出されなかった場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、総務部契約課は別添-7により四半期分を取りまとめて、毎7、10、1、4月10日までに大臣官房会計課に報告する。

(2) 賃上げ基準に達していない者等への通知

上記(1)の報告を元に財務省主計局法規課が調整した通知について大臣官房会計課を通じて連絡を受けた時は、総務部契約課は直ちに賃上げ基準に達していない者等に対し、適宜の方法により、減点措置の開始時期及び期間等について通知する。

6 減点措置の適用

本取り組みの賃上げ基準に達していない者が、総合評価落札方式による入札に参加する場合は、その者に対して総合評価における減点を行う。

(1) 評価点名称 3.(1)による

(2) 評価基準

財務省主計局法規課から政府調達契約担当者を通じて賃上げ基準に達していない者等の通知があった企業で、減点措置期間(財務省主計局法規課からの通

知日から1年間をいう。)に該当している場合、3.(3)における加点に1点を加えた点数分を減点する。

(3) 確認方法

参加者が当該取り組みにおける減点措置の対象となる企業及び減点措置期間に該当しているかどうか、企画部技術管理課からの減点措置に関する連絡及び、別途総務部契約課イントラにて掲載される資料により確認すること。

※公告日(公示日を含む)が減点措置期間に含まれていれば、減点対象となる。

なお、共同企業体の場合は、構成員の一部の者でも減点措置の対象となっている場合、その共同企業体も減点の対象とする。

(4) 評価の反映方法

上記により減点となった場合においても、3.(5)の方法により評価値に反映させる。

7 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点については、実質的に事業の同一性が確認される4年以上の国債が対象である。四国地方整備局では現時点で最大で3年国債であるため、対象となる契約はない。

適用案件が生じた場合は別途、技術管理課技術審査係(工事関係)、検査係(業務関係)に事前に相談されたい。

8 入札説明書及び評価基準等の記載例は別添-8(工事関係)、別添-9(業務関係)の通りとする。

<問合せ先>

【総合評価落札方式における評価】

①工事

企画部技術管理課 課長補佐(88-3314)、技術審査係(88-3346, 3347)

②工事(建築)

営繕部技術・評価課 技術審査係(88-5461)

③土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査、発注者支援業務等

企画部技術管理課 課長補佐(88-3313)、検査係(88-3287)

④建築関係建設コンサルタント業務

営繕部整備課 課長補佐(88-5212)

⑤補償関係コンサルタント業務

用地部用地補償課 建設専門官(88-4816)、補償基準係(88-4821)

【賃上げ実施の確認】

総務部契約課 建設専門官(88-2512) 調査係(88-2521)